

## 一般競争入札公告

警備業務の委託について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和8年2月24日

沖縄県農林水産部  
畜産研究センター所長

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名: 令和8年度沖縄県畜産研究センター内施設及び家畜等の警備業務
- (2) 契約の内容: 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間: 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (4) 場所: 沖縄県畜産研究センター(今帰仁村字諸志2009-5)

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本件にかかる入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程(昭和47年沖縄県告示第69号)に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

イ 県内に本社、支社、支店、営業所等を有すること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者は、本件に係る入札に参加することができない。

### 3 競争入札参加資格確認の方法

- (1) 当該業務の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を持参又は郵送により提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 沖縄県出納事務局物品管理課が発行する入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては本籍地の市町村長が発行する身分証明書

- (2) 申請書類の提出場所:

沖縄県農林水産部畜産研究センター 企画管理班

〒905-0426 今帰仁村字諸志2009番地5

電話番号0980-56-5142

(3) 申請書類の受付期間:

公告の日から令和8年3月9日(月)まで

(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後16時まで

(4) 審査結果の通知: 審査結果は、令和8年3月12日(木)までに通知する。

(5) 資格の取消し等: 入札参加の資格を有する者が、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。なお、入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

#### 4 入札執行の日時及び場所

(1) 日時: 令和8年3月17日(火)14時00分

(2) 場所: 沖縄県畜産研究センター2階会議室

#### 5 入札保証金

本件に係る入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第100条の規定により、見積もる契約金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたもの)の100分の5以上の入札保証金を払い込んだ際に納入に交付される領収書の写しを4(1)の日時まで4(2)の場所へ提供すること。

ただし、次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部を免除する。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2年間の間に履行期限が到来した二以上の契約をすべて誠実に履行しており、当該契約書の写しを提出する場合

#### 6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合又はその他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者のした入札

## 7 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 2回の再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約ができるものとする。

## 8 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語: 日本語
- (2) 通貨: 日本国通貨

## 9 長期継続契約について

当該契約は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定及び沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年沖縄県条例第56号)に基づく契約である。また、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができるものとする。

## 10 その他必要な事項

- (1) この公告に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則の定めるところによる。
- (2) その他詳細については、入札説明書による。